

令和2年（2020年）4月14日

請求人 X社 （代表A）

札幌市監査委員 藤 江 正 祥  
同 三 上 洋 右  
同 國 安 政 典

### 住民監査請求の取扱いについて（通知）

令和2年3月24日付けで、あなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきまして、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象としては不適法と判断されますので、これを受理せず、却下します。

なお、この要件審査に際して、窪田もとむ委員については、法第199条の2の規定により除斥する旨の決定を行った。

### 記

#### 1 本件請求の要旨

請求人から提出された「住民監査請求書」の内容を要約すると、本件請求の要旨は次のとおりである。

##### (1) 請求の趣旨

###### ア 主位的請求

監査委員は、札幌市長に対して、下記「平成31年度市街地再開発事業補助金交付申請書」に対する補助金の交付を防止するように勧告することを求める。

###### イ 予備的請求

監査委員は、札幌市長がすでに下記「平成31年度市街地再開発事業補助金交付申請書」について補助金を交付していた場合、札幌市長に対して、補助金の返還を求めるなど札幌市の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう

勧告することを求める。

## 記

### 【「平成31年度市街地再開発事業補助金交付申請書」の概要】

- 1 請求者 B再開発準備組合  
代表者 理事長 C
- 2 請求日 平成31年4月1日
- 3 補助事業の名称 北8西1地区第1種市街地再開発事業
- 4 補助事業の目的及び内容  
(目的) 市街地における都市環境の整備改善及び土地の合理的かつ高度利用と都市機能の更新を図る。  
(内容) 調査設計計画（建設設計、権利変換計画作成）  
土地整備（補償費等、建物等除却費）
- 5 補助事業の完了予定期日 平成32（2020）年3月31日
- 6 交付申請額 5億4896万4000円

### (2) 請求の理由

#### ア 財務会計上の行為の特定（札幌市長による補助金交付）

上記「平成31年度市街地再開発事業補助金交付申請書」（以下、「本補助金申請」ともいう）には、補助事業の完了予定期日として、本年3月31日と記載がある（事実証明書1-1）。

また札幌市長が、国土交通大臣に対して行った平成31年度社会資本整備総合交付金の申請についても、「道都札幌にふさわしい活気に満ちあふれた魅力ある都心の実現（第2期）」なる計画名で、社会資本整備総合交付金の完了予定年月日は令和2年3月31日との記載がある（事実証明書1-2）。かかる社会資本整備総合交付金の交付がなされれば、札幌市長が本補助金申請に対する補助金交付はいつでもできるのである。

以上から、札幌市長による、本年3月31日までに行われる、本補助金申請に対する補助金交付行為が対象である。

#### イ 結論

本補助金申請のもととなる事業に都市再開発法及び関係法令への違法（又は、少なくとも不当性）があり、地権者の合意も形成できていないため、札幌市長が

補助金を交付してしまうと、5億4896万4000円もの札幌市民の血税をドブに捨てるようなものである。札幌市長は、このような状態を知りながら、幾度となく本事業に対して適切な指導を行う機会があったにもかかわらずそれを怠り、違法性（又は、少なくとも不当性）を放置してきた張本人である。「都市再開発法の施行について」（建設省都再発第88号）中の「組合の指導、監督について」で求められている準備組合ないし組合に対する適切な指導は一切しなかったのである。かかる札幌市長が、本事業が違法（又は、少なくとも不当性）かつ不可能であると知りながら、故意に5億4896万4000円もの補助金を交付してしまえば、その回収も不可能となり、札幌市への損害ははかり知れない。

よって、監査委員においては、札幌市長に対して、補助金の交付の差し止め及び仮に交付がされてしまった場合は補助金の返還を求めるなどの勧告をすることが必要である。

## 2 監査委員の判断

### (1) 住民監査請求制度の趣旨とその対象行為

住民監査請求制度は、自治体行政における財務会計上の過誤に対して、その是正のため、個々の住民に監査委員に対する監査請求を認めることにより、自治体行財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を擁護することを目的としている。

そして、住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されて（法第242条第1項）おり、これら行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示し、これらを証する書面を添えて請求しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）とされる。

### (2) 監査対象の行為の特定について

請求人は、札幌市長の5億4896万4000円の支出に関する補助金交付行為を監査対象とし、これに証する書面として、B再開発準備組合理事長が作成した「平成31年度市街地再開発事業補助金交付申請書」の写しを提示（事実証明1-1）している。

しかし、この写しは、当該準備組合理事長に平成31年度市街地再開発事業補助金交付申請の意思があったことについては推定させるが、当該申請書により、5億4896万4000円の補助金を札幌市長に申請したことを示すものではない。

そして、他に本件補助金について札幌市長が行った公金の支出に関する行為等を証する添付書面も見当たらないことから、本件請求は、法第242条第1項に規定される監査対象となる行為を摘示しておらず、これらを個別的、具体的に特定しているとは認められない。

### (3) 請求書の補正について

住民監査請求の請求書について、不備がある場合、それが形式的要件の欠如のうち、補正により請求の要件を具備するもの、あるいは、実質的要件の欠如する請求のうち、請求の要旨を変えない軽微の補正により要件を具備すると判断される請求については、補正を求めるものである。

しかし、本件請求は、その根拠となる公金の支出に関する行為等を明確にしておらず、もって、当該行為を個別的、具体的に特定していないものであることから、補正により治癒できるものではないと判断するのが相当である。

### (4) 結論

以上により、本件請求は、その余の点を検討するまでもなく法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断する。